

平成25年8月からの変更点

雇用保険の賃金日額および基本手当日額、高年齢雇用継続給付の支給限度額等は、毎年8月から変更されます。本書掲載の以下の箇所については、平成25年8月から平成26年7月までの間は、以下の金額に読み替えてください。

●56ページ・上の表

■賃金日額に応じた基本手当日額の給付率と上・下限額（60～64歳の場合）

賃金日額	《下限額》 2,310円	2,310円以上 4,610円未満	4,610円以上 10,510円以下	10,510円超 14,940円以下	《上限額》 14,940円
給付率 (額)	《下限額》 1,848円	80%	80%～45%	45%	《上限額》 6,723円

《参考》（45～59歳の場合）

賃金日額	《下限額》 2,310円	2,310円以上 4,610円未満	4,610円以上 11,680円以下	11,680円超 15,660円以下	《上限額》 15,660円
給付率 (額)	《下限額》 1,848円	80%	80%～50%	50%	《上限額》 7,830円

※上の金額は平成25年8月から平成26年7月までのもので、毎年8月に改定されます。

●61ページ・下 「賃金が低くなるほど、支給率が高い」の項 注釈

※60歳到達時賃金の上限は448,200円、下限は69,300円。雇用継続給付の支給限度額は、341,542円から賃金を引いた額。計算された支給額が1,848円以下の場合には支給されない。（これらは平成26年7月までの額。毎年8月に改定）

平成25年10月からの変更点

現在、公的年金は特例的に本来よりも2.5%高い水準の額が支払われています。この特例水準は今後3段階に分けて解消することになっています。第1段階として、10月1日からの年金支給額は以下の通り1.0%分引き下げられた額になります。

	4月～9月	10月～
国民年金（満額）	786,500円（年額）	778,500円（年額）
加給年金額（配偶者）	226,300円（年額）	224,000円（年額）
厚生年金のモデル （標準世帯の月額）	230,940円	228,591円

※標準世帯とは、夫が平均標準報酬36万円で40年間就業し、妻が全期間専業主婦であった場合の、夫婦2人世帯